

特殊肥料等の指定

昭和25年6月20日農林省告示第177号施行即日

この間48回改正

改正平成13年5月10日農林水産省告示第639号施行平成13年6月10日

改正平成13年10月15日農林水産省告示第1375号施行即日

改正平成16年1月15日農林水産省告示第70号施行平成16年5月1日

改正平成16年4月23日農林水産省告示第970号施行平成16年5月25日

一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす(魚荒かすを含む。以下同じ。)

干魚肥料

干蚕蛹

甲殻類質肥料

蒸製骨(脱こ骨を含み、牛の部位(肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、皮、毛、角、蹄及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。))を除く。以下同じ。))を原料とする場合にあつては、牛のせき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。)及びと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条の検査を経ていない牛の部位(以下「せき柱等」という。))が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

蒸製てい角

肉かす(牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

羊毛くず

牛毛くず

粗砕石灰石

(ロ)

米ぬか

はつこう米ぬか

はつこうかす(生産工程中に塩酸を使用しないしろう油かすを除く。以下同じ。)

アミノ酸かす(廃糖蜜アルコール醗酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量0.5パーセント以上のものを除く。)

くず植物油かす及びその粉末(植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。)

草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

木の実油かす及びその粉末(カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。)

コーヒーかす

くず大豆及びその粉末(くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。)

たばこくず肥料及びその粉末(変性しないたばこくず肥料粉末を除く。)

乾燥藻及びその粉末

落棉分離かす肥料

よもぎかす

草木灰（じんかい灰を除く。）

くん炭肥料

骨炭粉末（牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

骨灰（牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

セラツクかす

にかわかす（オseinからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）

家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）

はつこう乾ぶん肥料（し尿を嫌気性醗酵で処理して得られるもの。以下同じ。）

人ぶん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）

動物の排せつ物

動物の排せつ物の燃焼灰

たい肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたものをいい、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

グアノ（窒素質グアノを除く。）

発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいう。）

貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）

貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没たい積し、風化または化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）

製糖副産石灰

石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼ちゆう蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるもの。）

含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を100分の10以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を100分の10以上含有するものをいう。以下同じ。）

微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）

カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）

石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

二 肥料取締法第三十五条第一項前段の肥料

- 工業用 硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸ソーダ、尿素、石灰窒素、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸苦土肥料、グリオキサール縮合尿素、液状窒素肥料、りん酸苦土肥料、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、塩化加里、混合加里肥料、蒸製てい角粉、生骨粉、大豆油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、とうもろこし浸漬液肥料、化成肥料、配合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鋳さいけい酸質肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、シリカゲル肥料、けい灰石肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、副産苦土肥料、硫酸マンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、ほう酸塩肥料、ほう酸肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、硫黄及びその化合物、粗砕石灰石、木の実油かす及びその粉末、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう、含鉄物
- 飼料用 尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、焼成りん肥、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料、塩化加里、魚かす及びその粉末、干魚肥料及びその粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、干蚕蛹及びその粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末（ひまわり油かす及びその粉末、サフラワー油かす及びその粉末、ニガー油かす及びその粉末並びにえごま油かす及びその粉末に限る。）、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料（乾燥酵母に限る。）、魚廃物加工肥料（蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものを除く。）、副産動物質肥料、副産植物質肥料、混合有機質肥料（蒸製皮革粉、ひまし油かす粉末、たばこくず肥料粉末、乾燥菌体肥料（食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業の排水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したものに限る。）、加工家きんふん肥料又は魚廃物加工肥料（蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものに限る。）を原料として使用するものを除く。）、化成肥料、シリカゲル肥料、硫酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、硫酸マンガン肥料、米ぬか、はつこうかす、木の実油かす及びその粉末（パーム核油かす及びその粉末に限る。）、貝化石粉末

附 一に掲げる肥料には、造粒、成形及び圧ぺんしたものを含む。

附則（平成16年1月15日農林水産省告示第70号）

- 1 この告示は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和25年6月20日農林省告示第177号の一の（イ）及び（ロ）に規定する確認は、この告示の施行前においても行うことができる。